

(単位：円)

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合：2割		
			自己負担上限月額（外来＋入院＋薬代等）		
			原則		
			一般	高額かつ 長期	人工呼吸器等 装着者
生活保護	—		0		
低所得 1	市町村民 税非課税 (世帯)	本人年収 ～80万	2,500	2,500	1,000
低所得 2		本人年収 80万超	5,000	5,000	
一般所得 1	市町村民税 課税以上 7.1万未満	10,000	5,000		
一般所得 2	市町村民税 7.1万以上 25.1万未満	20,000	10,000		
上位所得	市町村民税 25.1万以上	30,000	20,000		
入院時の食費等			全額自己負担		

- 1 毎月窓口で自己負担する上限額は上記のとおり。
上限額に満たない場合は、2割（普段1割負担の方は1割）窓口で自己負担します。
※支払時には「自己負担上限額管理票」も提示してください。
- 2 外来（通院）、入院、薬代及び訪問看護利用費等の自己負担額を全て合算します。
ただし、入院時の食費等は全額自己負担となります。（助成対象になりません。）